

第1 はじめに

I 計画の基本的事項

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

II 計画の基本理念

第1 はじめに

I 計画の基本的事項

1 計画の策定趣旨

本県の人口は平成11年をピークに減少傾向にあり、平成21年6月に公表された、平成20年の人口動態統計によれば、本県の出生数は過去最低となるなど、今後、少子化の進行による、高齢化の一層の進行に加え、子どもの成長への影響や、地域社会の活力の低下など、社会や経済への深刻な影響が懸念されています。

こうした中、本県では、平成17年3月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」に基づき、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって、次世代の育成支援に取り組んできたところです。

しかし、少子化の流れが変わることはなく、次世代育成支援のための施策のさらなる推進を図るため、すべての県民がそれぞれの立場で次世代育成支援に取り組むための指針となる「香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づき、都道府県行動計画として定めるものであり、すべての県民がそれぞれの立場で次世代育成支援に取り組むための指針となるものです。

計画は、5年を1期として、平成17年3月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」(計画期間：平成17年度～21年度)を引き継ぐもので、前期・後期をあわせて10年間で集中的・計画的な取組みを推進します。

本県の総合計画である「香川県新世紀基本構想」に基づく香川づくりの一環として、次世代育成支援対策の分野における基本指針を示すものです。

本計画は「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。

本計画の一部は、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育所保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

3 計画の期間

本計画の期間は、次世代育成支援対策推進法第9条および附則第1条の規定に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4 計画の対象

これから生まれてくる子どもから成長して次代を育む親となるまでの子どもと、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭や、それらを取り巻く行政、保育所、学校、地域社会、企業、関係団体などさまざまな主体を対象とします。

Ⅱ 計画の基本理念

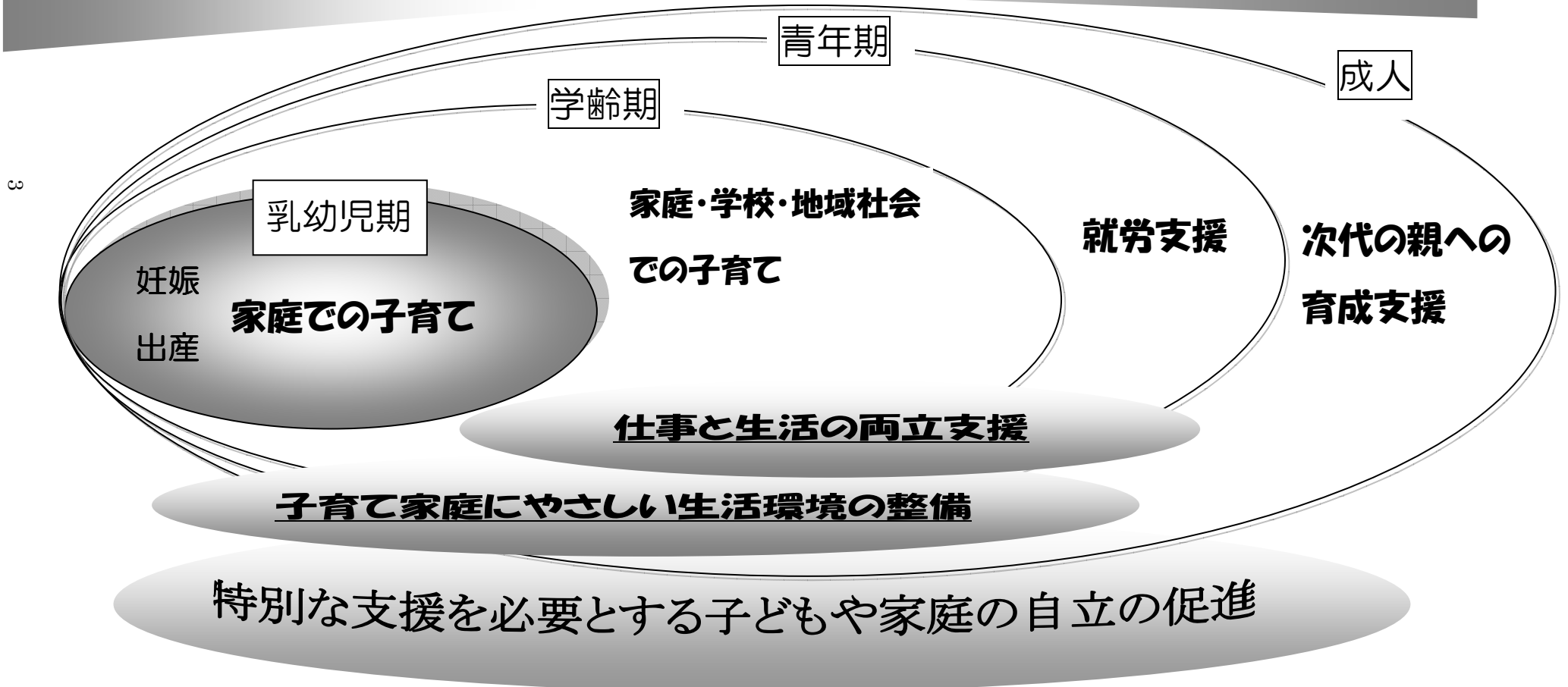
父母その他の保護者が、子育てについて最も重要な責任を有するとの基本的な認識のもとに、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政、学校、企業、地域社会など社会全体が、連携して次世代育成支援に取り組んでいきます。

<ライフステージに応じた次世代育成支援施策>

地域における子育て支援の充実

すこやか親子支援の推進

能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援



特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進